

斑鳩町ボランティア基金助成交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は「斑鳩町ボランティア基金設置規程」第5条第2項に基づき、助成金の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付の対象事業及び団体等)

第2条 交付の対象事業及び団体等は、次のとおりとする。

- (1) 交付の対象事業の範囲は、斑鳩町ボランティア基金設置規程第5条に定める事業の別表例示を基準とする
- (2) 交付の対象団体等は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に登録し、前号に規定する事業を継続的に実施している団体等とする
- (3) その他会長が、特に助成することを適当と認めたもの

(助成)

第3条 助成は予算の範囲内とし、各グループ及び各グループが合同で行う研修、学習活動等を対象に年1回とする。

(助成交付申請)

第4条 基金による助成の交付を受けようとする者は、ボランティア活動振興事業経費助成交付申請書（第1号様式）及び事業計画（第2号様式）に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 前条による申請書の提出があった場合、会長は、地域福祉部会の承認を得て、ボランティア活動助成交付決定通知書（第3号様式）により通知し、助成金を交付するものとする。

(事務費)

第6条 基金の事務処理に要する経費として、運用益の一部を充てることのできる額は、基金から生ずる益金の10%の範囲内とする。

(定めなき事項の処理)

第7条 この要綱に定めるもののほか、基金の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成2年6月25日より施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表

助成の対象事業内容例示

	事業
活動振興のための各種学習及び研修、調査	入門講座、先進地研修、リーダー研修、コーディネーター研修、ニーズの把握
機器・機材の整備及び材料費	共用の機材や道具（草刈り機・ミシン・テープレコーダー等）消耗品等
開発的・モデル的活動	サロンづくり等
継続的に行なう活動	高齢者を対象とした活動（友愛訪問・手紙の代筆・家事援助・入浴介助・火気等の点検等） 障害者（児）を対象とした活動（外出等の介助、点訳、手話、話し相手等） 子どもを対象とした活動（里親、家庭保育、学習指導、遊びの伝承、ベビーシッター等）
活動の基盤づくりのための福祉教育	講演会、施設における介護実習、体験活動等
基金造成のための啓発事業	挨拶状及び周知用チラシの印刷等

斑社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会長

ボランティア活動振興事業経費助成の交付決定について（通知）

申請のあったボランティア活動振興事業経費助成金については、次のとおり交付額を決定いたしましたので、通知します。

記

1. 交付決定額

2. 交付の条件

- ① 助成の対象となった事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管をお願いします。
- ② 事業完了後1ヶ月以内に別紙報告書を社会福祉協議会まで提出ください。
- ③ 機器の購入がある場合は、その機器に「ボランティア基金」と明示してください。